

基準寝具貸借仕様書

寝具の貸借に係る業務の仕様は、次のとおりとする。

(洗濯等の基本的事項)

- 1 業務を行うに当たっては、平成5年2月15日付指第14号厚生省健康政策局指導課長通知「病院寝具類の受託洗濯施設に関する衛生基準」に従うとともに、クリーニング業法等関係法令に基づき、常に清潔に留意し衛生的に処理することとし、病院業務の運営に支障をきたさないように業務を遂行するものとする。

(寝具の種類・必要数量)

- 2 寝具の種類・必要数量は別紙1を、品質・規格は別紙2を基準とし、同等の寝具も可とする。

【寝具使用年間見込患者延数】

胆沢病院：113,160人 江刺病院：25,320人

(補修)

- 3 寝具の補修については、必要が生じた都度行うものとする。

(納入・回収日等)

- 4 寝具の納入・回収日は、以下の各病院の指定する曜日(以下「指定日」という。)とし、納入場所は、別紙3に掲げる各病院のリネン室とする。ただし、病院の都合により指定日を変更するときは、その変更した日とする。

(1)胆沢病院

原則として、月曜日・水曜日・金曜日の週3回とする。

病院の都合により、指定日以外の追加依頼があった場合は、極力、対応すること。

(2)江刺病院

原則として、月曜日・水曜日・金曜日の週3回とする。

リネン室内の各棚に整理のうえ配置を行うこと。

(棚の貸出)

- 5 清潔な寝具の保管のために各病院から必要な業務用の棚(Lラック)等の貸出依頼があった場合は、速やかに対応すること。

・Lラックの規格：W1100×D800×H1700

・貸出見込台数：最大10台

(伝票)

- 6 寝具の受け渡しを明確にするため、所定の伝票により受け渡しを行うものとする。

(その他)

- 7 この仕様書にかかる費用は、貸借借料金に含まれるものとする。
- 8 本貸借借契約における寝具の利用数量の算出期間は、暦月を基準とした1箇月間とする。
- 9 この仕様書に定めのないものは、その都度、甲、乙協議するものとする。

寝具の種類、数量表

(1ヶ月あたり)

種 類	必要数量(見込)		備 考
	胆 沢	江 刺	
ベットパッド	70	60	
肌掛布団(毛布)	390	150	
枕	1,300	210	
包布	3,100	450	
シーツ(160×270以上)	1,880	200	
シーツ(182×280以上)	490	300	
枕カバー	2,430	460	
ドローシーツ	3,550	490	

*各種数量に不足のないよう準備、納入すること。